

「いたばし・e モニター」設置要綱

(平成 15 年 7 月 11 日区長決定)

(設 置)

第 1 条 板橋区基本構想で掲げる区の将来像の実現をめざして、区政に関する区民の意向を継続的に吸収し、行政の円滑な運営に資するとともに、区政への区民参加を一層促進するため、インターネットによる「いたばし・e モニター」（以下「e モニター」という。）を設置する。

(職 務)

第 2 条 e モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 区が依頼するアンケートに回答すること。
- (2) 随時、区政全般についての情報、要望、意見等を提出すること。

(資格要件)

第 3 条 e モニターは、区政に関心を持ち、積極的協力の意志のある者で、次の要件を満たす者とする。

- (1) 年齢満 18 歳以上で、区内に在住し、在勤し、又は在学している者
(日本語で電子メール交換のできる者に限る。)
- (2) 都又は都内各区市町村の職員でない者
- (3) 過去 5 年間において e モニター及び、いたばし・タウンモニター
(「いたばし・タウンモニター」設置要綱（昭和 60 年 2 月 16 日区長決定）第 1 条に規定するいたばし・タウンモニターをいう。）の経験のない者

(定数及び選任)

第 4 条 e モニターの定数は 200 名以内とし、e モニターに応募した者の中から性別、年齢、地域、職業等の構成を考慮して、区長が適当と認める者を委嘱する。

(委嘱期間)

第 5 条 e モニターの委嘱期間は、2 年とし、欠員補充のために委嘱する期間は、前任者の残任期間とする。ただし、区長が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

(委嘱の取消し)

第6条 e モニターが次に該当したときは、委嘱を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定するeモニターの資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) eモニターが辞任を申し出たとき。
- (3) eモニターがその職務を遂行できなくなったとき。
- (4) 前各号のほか区長が取消しの必要があると認めたとき。

(事務の処理)

第7条 eモニターに関する事務は、政策経営部広聴広報課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めがあるもののほか、必要な事項は、政策経営部長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年7月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成31年1月7日）

この要綱は、区長決定の日から施行する。